

総括基準(訪日外国人を相手にする事業の風評被害等について)

(総括基準)

- 1 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成23年5月末までに生じた外国人観光客に関する被害のうち解約以外の原因により発生したもの及び通常解約率の範囲内の解約により発生したものと本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 2 我が国に営業の拠点がある観光業の風評被害について、平成23年6月以降に生じた外国人観光客に関する被害と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 3 訪日外国人を相手にする事業の風評被害について、商品又はサービスの買い控え、取引停止等と本件事故との間の相当因果関係が認められるのは、本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理が、平均的・一般的な外国人を基準として合理性を有していると認められる場合とする。
- 4 1から3までの基準の適用については、放射性物質による汚染の危険性を懸念する訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることに留意するものとする。

(理由)

- 1 中間指針第7の1の指針Ⅱ)及びⅢ)によれば、我が国に営業の拠点がある観光業の外国人観光客に関する風評被害に

ついて、「本件事故の前に予約が既に入っていた場合であって、少なくとも平成２３年５月末までに通常の解約率を上回る解約が行われたこと」（中間指針第７の３の指針Ⅱ）参照）以外の原因により発生した減収等については、中間指針第７の１の指針Ⅱ）の一般的な基準に照らして本件事故との相当因果関係を判断すべきこととなる。

- 2 観光業とはいえない事業であっても、訪日外国人を相手にする事業の風評被害については、中間指針第７の１の指針Ⅱ）の一般的な基準に照らして本件事故との相当因果関係を判断すべきこととなる。
- 3 本件事故による放射性物質による汚染の危険性を懸念し、敬遠したくなる心理の合理性を検討するに当たっては、平均的・一般的な訪日外国人は、福島県及びその近隣地域のみを敬遠するのではなく、日本国内の全部を敬遠するのが通常であることから、そのことを検討に当たっての留意事項とすることとした。

以上